

営農型発電設備設置の許可申請手続きに必要な書類

1 申請書

- (1) 様式第8-2号 1部 (一時転用の5条申請)
- (2) 様式第3-1号 1部 (地上権設定の3条申請) <申請者と所有者が異なる場合>
 - ※ 自身で発電も行う営農者が申請する場合は、(1)で4条申請のみ。
 - ※ 新たに農地を借りて申請する場合は、上記に加えて3条で貸借権の申請となる。

2 添付書類

- (1) 事業計画書 1部・・・様式第8-34号
- (2) 公図の写し 1部・・・申請地に関する土地の地番を表示する図面で、法務局備付けのもの(字限図を含む)によるものとし、地目及び隣接する土地の地目も併せて付記し、縮尺、方位、開発区域(朱書)を明示したもの。
- (3) 位置図 1部・・・縮尺、方位、開発区域(朱書)を明示すること。
(縮尺1/50,000程度)
- (4) 現況図 1部・・・現地調査をする場合の案内図となるもの。特に付近の道路、水路、市街、集落、施設等の位置関係及び縮尺、方位、開発区域(朱書)を明示したもの。
(縮尺1/10,000程度)
- (5) 土地利用計画図 1部・・・転用候補地に建設しようとする建物又は施設等の面積、位置及び施設間の距離を表示する平面図で縮尺、方位、開発区域(朱書)を明示したもの。(道路法第24条関係の申請が必要になる場合は関係機関との交渉経過等を申請書に記載のこと。)なお、法面は求積表を添付し、土地有効利用面積を記載すること。
- (6) 建築物平面図 1部・・・建築物を設置する場合
- (7) 用排水計画図 1部・・・転用候補地内外における取水及び排水(雨水、汚水等)の河川までの経路を示す図面。(5)の現況図及び(6)の土地利用計画図に明示しても可。(公共下水道へ排水する場合は関係機関との交渉経過等を申請書に記載のこと)
- (8) 取水・排水同意書 1部・・・取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合。
- (9) 転用候補地一覧 1部・・・申請地以外に3か所程度以上。候補地の位置を示した案内図を添付し候補地の番号を記載すること。
- (10) 所有者同意書 1部・・・所有権以外の権原に基づく申請の場合。

- (11) 耕作者同意書 1部・・・地上権、質権又は賃借権に基づく申請の場合。
(12) 資金証明 1部・・・残高証明、融資証明、通帳のコピー等を添付すること。

※証明書は発行後1か月以内のもの

※設備撤去に要する経費も計上し、その費用についても証明が必要です。又は、設備撤去に係る第三者機関との保証契約や撤去費用の預託等の措置が講じられていること。

※設置者と営農者が異なる場合は、撤去費用の負担について合意されていることを証する書面が添付されていること。

- (13) 承諾書 1部・・・他人の私道、宅地等を利用する場合は、所有者の承諾書。
(14) 意見書 1部・・・土地改良区（区域内の場合）、安積疎水（取水している場合）の意見書。※交付後30日以内のもの

(15) 営農型発電設備の設計図 1部

(16) 営農型発電設備に関する意見書（様式1） 1部・・・交付後3か月以内のもの

(17) 営農型発電設備の下部の農地における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書（別紙様式例第1号） 1部

(18) 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込み及びその根拠となる書類（別紙様式例第2号）

その他、別紙様式例第3号や別紙様式例第4号

(19) 営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書（別紙様式例第5号） 1部

(20) 下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る誓約書（別紙様式例第6号） 1部

(21) 国から発行される発電設備認定通知書 1部

(22) 電力会社との系統連系協議を終了又は終了見込みを証する書面 1部

(23) 関連データ 1部

(24) 法人登記事項証明書及び定款又は寄付行為の写し（奥書証明） 1部

(25) 申請地を農地に戻す確約書及び原状回復計画 1部

(26) 当該事業に関連し、他の行政庁の許認可を要するものについては、これを了しているときはその旨を証する書面、手続き中等のときは、その見込みを証する書面 1部

(27) 開発許可を要するものについては、同時申請すること。（開発建築指導課）

(28) 建築物を建てない場合、その旨の念書を添付すること。 1部

※毎年、栽培実績書（別紙様式例第10号）及び収支報告書（別紙様式例第11号）を提出すること。（生育状況が確認できる写真、農作物を収穫した場所を図示した図面添付。）

※許可日から3か月後及びその後の1年毎に工事進捗状況報告書を提出すること。

※転用許可の更新をしようとする場合は、原則として期間満了3か月前までに許可申請書を提出すること。

(29) その他参考となるべき書類

- ・農業者年金については、加算部分が停止されます。
- ・贈与税の納税猶予については、猶予措置が解除されます。